

電子提供措置の開始日 2024年11月6日

第26回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告 書

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)



株式会社

鉄人化ホールディングス

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「倫理規程」を設け、当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性を確保する体制を構築する。
- ② 取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に則した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。
- ③ 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- ④ 取締役は、上記のほか、監査等委員からの指摘等を受け、業務執行を行うこととする。
- ⑤ 使用人は、事業に係る法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。
- ⑥ 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。
- ⑦ 内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。
- ⑧ 「委員会規程」に基づき設置された各種委員会により、法令等遵守に関する規程の整備並びに「倫理規程」を周知・徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。
- ⑨ 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム（相談窓口）を委員会に設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会・監査等委員会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を、法令・定款、「文書保存・処分規程」及び「内部情報管理規程」等に基づき記録・保存し、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、グループ企業全体において発生しうるリスクの評価、発生防止及び発生したリスクの対応等に係る体制整備を当社が行うことにより、リスク管理体制を構築する。
- ② コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネジメント委員会（以下単に「委員会」）を設置し、委員会及び委員長の職務権限（グループ企業全体に対する指導権限を有する。）と責任を明確にした体制を構築・整備する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ② 取締役は、監査等委員から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査等委員に毎年提出する。
- ③ 取締役会付議に係る重要事項については、経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。
- ④ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- ② 当社は、「関係会社関連規程」等に基づき子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する執行役員を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用する。
- ③ 子会社のコンプライアンス、リスク管理については、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、実施状況等をまとめた報告書を監査等委員会並びにリスク・マネジメント委員会に報告し、リスク・マネジメント委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備する。
- ④ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性及び効率性を確保する。

- ⑤ 当社及び子会社における取締役及び使用人による、法令及び定款等に違反する事象又は取引並びに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じる恐れがあるときは、速やかに部署責任者、管理本部長へ報告する体制とする。
- (6) **監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員スタッフ」）については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。
 - ② 監査等委員スタッフは、業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 監査等委員スタッフは、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。
 - ④ 監査等委員スタッフに対する人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得るものとする。
- (7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告することとする。
 - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (8) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの監査等委員会への報告が、適切に行われることを確保するための体制**
- 当社並びに子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- (9) **監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 監査等委員への通報・報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該通報・報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務執行について、当社に対し前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持つ。
- ② 取締役は、監査等委員の職務の適切な執行のため監査等委員との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 取締役は、監査等委員が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ④ 代表取締役・会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価を行い、不備がある場合には速やかに是正し改善する体制を運用する。
- ② 財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する。

(13) 反社会的勢力の対応

当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理する。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応する。

当社の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度におきましては、取締役会を17回開催し、取締役及び執行役員が業務の執行状況を報告し、議案の決議だけでなく経営に関する重要な事項についても審議を行っております。また、監査等委員会は13回開催され、独立・中立的立場から発言が積極的に行われております。

(2) リスク・マネジメント

当事業年度におきましては、取締役及び主要な役職者が出席する「リスク・マネジメント委員会」を11回開催いたしました。事業活動に係るリスクを毎年評価し、潜在的リスクについて分類・整理し、優先順位付けした上で対応を検討しております。

また、内部監査室長が経営会議、リスク・マネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、その内容を迅速に監査等委員会に共有する体制を構築しております。

そのほか、社員が直接通報を行える外部の内部通報窓口の設置や、リスクが顕在化した際には迅速に緊急時の対応が行える体制を整えております。

(3) 財務報告の信頼性の確保

当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を内部監査担当が検証・モニタリングし、内部統制に不備等が発見された場合には、速やかに取締役に報告し、取締役は内部統制体制の有効性を確保するための必要な処置・改善を行います。また、金融商品取引法に基づく財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年9月1日残高	50,000	151,037	185,778	△170,882	215,933
連結会計年度中の変動額					
自己株式の処分		109		814	924
親会社株主に帰属する当期純利益			4,019		4,019
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	109	4,019	814	4,943
2024年8月31日残高	50,000	151,146	189,797	△170,067	220,876

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2023年9月1日残高	△10,348	△10,348	14,647	220,232
連結会計年度中の変動額				
自己株式の処分				924
親会社株主に帰属する当期純利益				4,019
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	806	806	△2,456	△1,650
連結会計年度中の変動額合計	806	806	△2,456	3,292
2024年8月31日残高	△9,541	△9,541	12,190	223,525

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 11社
- (2) 連結子会社の名称 TETSUJIN USA Inc.、(株)鉄人エンタープライズ、(株)直久、(株)Rich to、(株)NIM、(株)UIM、(株)JEWEL、(株)Bianca VENUS、(株)Bianca STELLA、(株)Bianca EAST、(株)コストイノベーション

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算日と決算日が異なる連結子会社
連結子会社名

TETSUJIN USA Inc. 決算日 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に本決算に準じた仮決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品…… 個別法による原価法

そ の 他…… 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…… 当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社（リース資産を除く）は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

イ. カラオケルーム運営事業

カラオケルーム運営事業では、カラオケルームの運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客にカラオケルームサービス等の提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. 飲食事業

飲食事業では、飲食店舗の運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客への飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

ハ. 美容事業

美容事業では、店舗におけるマツエクおよびネイルの施術サービスをおこなっております。これら店舗におけるサービスの提供においては、顧客への美容サービスを提供した時点で収益を認識しております。

ニ. メディア・コンテンツ企画事業

メディア・コンテンツ企画事業では、着うた・着メロ等のモバイル向けコンテンツの企画・提供をおこなっております。これらのサービスの提供においては、月額課金方式にて提供をしております。当該サービスは契約期間にわたって均一に提供するものであるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

対象となる資産	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
カラオケルーム運営店舗に係る有形固定資産	906,770千円	—
美容事業に係る無形固定資産	66,839千円	1,925千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、首都圏を中心に展開しているカラオケルームを運営するほか、飲食事業ならびに美容事業を運営しており、直営店舗及び工場、本社などの資産を保有しております。

資産グループは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するために、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、店舗の営業損益が過去2期継続してマイナスとなった場合、店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗撤退の意思決定をした場合などに減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。このうち「使用価値」の算定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは、取締役会で承認された各店舗の事業計画を基礎としております。

当該事業計画は、今後の市場の動向及び店舗運営施策により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	連結損益 計算書 計上額
	カラオケ ルーム 運営事業	飲食事業	美容事業	メディア・ コンテンツ 企画事業	計		
顧客との契約から生じる収益	3,835,055	1,207,466	1,782,183	66,148	6,890,853	178,328	7,069,182
外部顧客への売上高	3,835,055	1,207,466	1,782,183	66,148	6,890,853	178,328	7,069,182
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「アニメ等コラボレーション事業」等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期および取引価格の算定方法等については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項③ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、主に顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであり、当連結会計年度の期首現在の残高の内、全額を当連結会計年度の収益として認識しております。

なお当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	68,097千円
土地	327,468千円
計	395,565千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	953,492千円
長期借入金	1,056,008千円
計	2,009,500千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,608,479千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(1) 発行済株式の種類	普通株式
(2) 期末発行済株式の総数	13,647,362株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

4. 連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

2018年11月27日	取締役会発行決議	ストック・オプション	31,200株
2019年5月13日	取締役会発行決議	ストック・オプション	1,900株
2019年11月26日	取締役会発行決議	ストック・オプション	24,300株
2021年11月26日	取締役会発行決議	ストック・オプション	10,100株
2022年5月16日	取締役会発行決議	ストック・オプション	125,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用につきましては、預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、設備資金の調達が必要な場合は、主に長期借入金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

非上場株式及び関係会社株式の投資有価証券につきましては、定期的に財務状況等の把握を行っております。また、差入保証金につきましては、取引開始時に信用判定を行うとともに、定期的に信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

短期借入金は主に運転資金、長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 差入保証金	1,173,129	1,154,600	△18,528
② 長期借入金※注2	2,024,643	2,020,294	△4,348

(注1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払費用については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,154,600	—	1,154,600
資産計	—	1,154,600	—	1,154,600
長期借入金	—	2,020,294	—	2,020,294
負債計	—	2,020,294	—	2,020,294

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、返還予定時期を合理的に見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 16円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円30銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(資金の借入)

1. 借入の目的

企業買収における株式取得資金への充当を行うことを目的に、金融機関より資金の借入を行うものです。

2. 借入の概要

借入先	株式会社横浜銀行
借入金額	530,000,000円
借入金利	1.2%+1ヶ月Tibor
借入期間	1ヶ月
借入実行日	2024年9月30日
返済方法	期限一括返済
担保・保証	買収先企業による連帯保証

3. 業績への影響

2024年8月期における当社連結業績に与える影響はありません。

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2024年9月27日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社鳥竹の発行済み株式の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年9月30日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得いたしました。

1. 株式取得の理由

当社グループは、首都圏エリアにてカラオケルーム運営事業、飲食事業、首都圏エリアと中京エリアにて美容事業（まつ毛エクステ・ネイルサロン）を展開しております。飲食事業においては、創業百年の歴史をもつラーメン直久ブランドとFCブランドの赤から・牛カツ京都勝牛、福包酒場を展開しております。

株式会社鳥竹は、創業時から半世紀に渡り美味しい焼き鳥を召し上がっていただくことをかかげ、お客様に愛される確固たるブランドを築き上げることに成功しております。

当社グループは、同社が培ってきたレガシーを受け継ぎつつ、相乗効果で飲食事業の発展を図ってまいります。

2. 株式取得の相手先の名称

間島 京子（株式会社鳥竹 代表取締役）

鈴木 恵美子（株式会社鳥竹 代表取締役）

3. 取得する会社の名称、事業内容、規模

(1) 名 称	株式会社鳥竹		
(2) 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目6番1号		
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 間島 京子、代表取締役 鈴木 恵美子		
(4) 事業内容	大衆飲食店、仕出し弁当等		
(5) 資本金	10,000千円		
(6) 設立年月日	1970年6月1日		
(7) 大株主及び 持株比率	間島 京子 50%、鈴木 恵美子 50%		
(8) 当社との 関 係	記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績			
決算期	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期
純 資 産 額	516,964千円	526,773千円	543,395千円
総 資 産 額	722,682千円	682,056千円	652,335千円
売 上 高	378,068千円	473,627千円	451,721千円
営 業 利 益	△68,303千円	25,945千円	25,069千円
経 常 利 益	38,550千円	46,712千円	25,464千円
当 期 純 利 益	30,494千円	9,809千円	16,621千円

※同社の消費税等の会計処理は、税込み方式を採用しております。

4. 株式取得の時期

2024年9月30日 株式譲渡契約締結

2024年9月30日 株式譲渡実行

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- (1) 取得する株式の数 14,000株
- (2) 取得価額 527,240千円
- (3) 取得後の持分比率 100%

6. 支払資金の調達方法

金融機関からの借入

7. その他

特定子会社に該当いたします。

独立監査人の監査報告書

2024年10月28日

株式会社鉄人化ホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾形 隆紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化ホールディングスの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2023年9月1日残高	50,000	150,230	150,230	△186,830	△186,830	△170,882
事業年度中の変動額						
自己株式の処分		109	109			814
吸収分割による減少				△386,631	△386,631	
当 期 純 利 益				118,452	118,452	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	109	109	△268,179	△268,179	814
2024年8月31日残高	50,000	150,339	150,339	△455,010	△455,010	△170,067

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	株主資本 合 計			
2023年9月1日残高	△157,482	14,647		△142,835
事業年度中の変動額				
自己株式の処分	924			924
吸収分割による減少	△386,631			△386,631
当 期 純 利 益	118,452			118,452
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△2,456		△2,456
事業年度中の変動額合計	△267,255	△2,456		△269,712
2024年8月31日残高	△424,738	12,190		△412,547

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式…… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりま
す。

商 品…… 個別法による原価法

そ の 他…… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…… 定率法を採用しております。

(リース資産を
除く)

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016
年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ
きましては、法人税法に定める定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法
に規定する方法と同一の基準によっております。また、取
得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事
業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産…… 定額法を採用しております。

(リース資産を
除く)

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内
における利用可能期間（5年）に基づく定額法によって
おります。

(3) リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額
法を採用しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は
損益として処理をしております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…… 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) 投資損失引当金…… 関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、将来発生する可能性のある損失見込み額を計上しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金…… 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

② 重要な収益および費用の計上基準

収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 経営指導料収入

子会社に対し経営に関する指導、助言等を行うことを履行義務として識別されています。当該履行義務は時の経過によって充足されることから、契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

ロ. 業務委託料収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

対象となる資産	貸借対照表計上額	減損損失計上額
カラオケルーム運営店舗に係る有形固定資産	614,318千円	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結子会社である株式会社鉄人エンタープライズは、首都圏を中心に展開しているカラオケルームを運営するほか、飲食事業ならびに美容事業を運営しており、直営店舗及び工場、本社などの資産を保有しております。

資産グループは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するために、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、店舗の営業損益が過去2期継続してマイナスとなった場合、店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗撤退の意思決定をした場合などに減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。このうち「使用価値」の算定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは、取締役会で承認された各店舗の事業計画を基礎としております。

当該事業計画は、今後の市場の動向及び店舗運営施策により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(関係会社投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
流動資産	
関係会社短期貸付金	34,694
貸倒引当金(流動資産)	△32,784
固定資産	
関係会社株式	591,490
関係会社長期貸付金	89,834
貸倒引当金(固定資産)	△87,628
投資損失引当金	△10,000
固定負債	
関係会社事業損失引当金	11,754

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、関係会社の財政状態が悪化し、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を将来の事業計画に基づいて検討した上で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理あるいは投資損失引当金を計上することとしております。また、関係会社貸付金については、関係会社の財政状態に加えて、将来の事業計画に基づいて個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。

関係会社投融資の評価の検討は、各関係会社の将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画は今後の市場の動向及び店舗運営施策により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、関係会社投融資の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(収益認識に関する注記)

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報に関する注記については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ② 重要な収益および費用の計上基準)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	68,097千円
土地	327,468千円
計	395,565千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	953,492千円
長期借入金	1,056,008千円
計	2,009,500千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 2,186,574千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証7,500千円を行っております。

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	531,038千円
長期金銭債権	89,834千円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	402,603千円
長期金銭債務	212,001千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社との営業取引

売上高	388,000千円
販売費および一般管理費	15,951千円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引

受取利息	400千円
------	-------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

(1) 自己株式の種類	普通株式
(2) 自己株式の数	459,100株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、減価償却限度超過額であります。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を控除し、繰延税金資産の貸借対照表計上額はゼロとなっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	TETSUJIN USA Inc.	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 *1	-	1年内返済予定長期貸付金	29,702
						長期貸付金	48,538
子会社	株式会社 Rich to	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 *1	-	短期貸付金	4,992
						長期貸付金	41,296
子会社	株式会社 直久	所有 直接100%	経営指導、 業務委託	経営指導料 業務委託料 *3	46,296	売掛金	16,662
子会社	株式会社 Bianca STELLA	所有 直接100%	資金の借入、 役員の兼務	資金の借入 *2	-	短期借入金	20,000
						長期借入金	50,000
子会社	株式会社 Bianca VENUS	所有 直接100%	資金の借入、 役員の兼務	資金の借入 *2	-	短期借入金	20,000
						長期借入金	90,000
子会社	株式会社 NIM	所有 直接100%	資金の借入、 役員の兼務	資金の借入 *2	-	短期借入金	20,000
						長期借入金	50,000
子会社	株式会社 UIM	所有 直接100%	資金の借入、 役員の兼務	資金の借入 *2	-	短期借入金	20,000
						長期借入金	5,000
子会社	株式会社 鉄人エンタープライズ	所有 直接100%	経営指導、 業務委託、 役員の兼務	経営指導料 業務委託料 *3	245,150	売掛金	22,471
				費用の立替、 不動産の転貸借他 *4	229,985	未収入金	229,985
				売掛金の預り金 *4	305,105	未払費用	305,105

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 資金の貸付については調達金利を勘案して利率を決定しております。
貸付金及び立替金に対し当事業年度において120,412千円の貸倒引当金を計上し、44,082千円の貸倒引当金繰入額、473千円の貸倒引当金繰入額戻入益を追加計上しております。
- *2 資金の借入の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- *3 経営指導料及び業務委託料については業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。
- *4 費用の立替、不動産の転貸借他及び売掛金の預り金の取引金額は純額にて表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △32円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円98銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(資金の借入)

1. 借入の目的

企業買収における株式取得資金への充当を行うことを目的に、金融機関より資金の借入を行うものです。

2. 借入の概要

借入先	株式会社横浜銀行
借入金額	530,000,000円
借入金利	1.2%+1ヶ月Tibor
借入期間	1ヶ月
借入実行日	2024年9月30日
返済方法	期限一括返済
担保・保証	買収先企業による連帯保証

3. 業績への影響

2024年8月期における当社業績に与える影響はありません。

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2024年9月27日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社鳥竹の発行済み株式の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年9月30日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得いたしました。

1. 株式取得の理由

当社グループは、首都圏エリアにてカラオケルーム運営事業、飲食事業、首都圏エリアと中京エリアにて美容事業（まつ毛エクステ・ネイルサロン）を展開しております。飲食事業においては、創業百年の歴史をもつラーメン直久ブランドとFCブランドの赤から・牛カツ京都勝牛、福包酒場を展開しております。

株式会社鳥竹は、創業時から半世紀に渡り美味しい焼き鳥を召し上がっていただくことをかかげ、お客様に愛される確固たるブランドを築き上げることに成功しております。

当社グループは、同社が培ってきたレガシーを受け継ぎつつ、相乗効果で飲食事業の発展を図ってまいります。

2. 株式取得の相手先の名称

間島 京子（株式会社鳥竹 代表取締役）

鈴木 恵美子（株式会社鳥竹 代表取締役）

3. 取得する会社の名称、事業内容、規模

(1) 名 称	株式会社鳥竹		
(2) 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目6番1号		
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 間島 京子、代表取締役 鈴木 恵美子		
(4) 事業内容	大衆飲食店、仕出し弁当等		
(5) 資本金	10,000千円		
(6) 設立年月日	1970年6月1日		
(7) 大株主及び 持株比率	間島 京子 50%、鈴木 恵美子 50%		
(8) 当社との 関 係	記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績			
決算期	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期
純 資 産 額	516,964千円	526,773千円	543,395千円
総 資 産 額	722,682千円	682,056千円	652,335千円
売 上 高	378,068千円	473,627千円	451,721千円
営 業 利 益	△68,303千円	25,945千円	25,069千円
経 常 利 益	38,550千円	46,712千円	25,464千円
当 期 純 利 益	30,494千円	9,809千円	16,621千円

※同社の消費税等の会計処理は、税込み方式を採用しております。

4. 株式取得の時期
2024年9月30日 株式譲渡契約締結
2024年9月30日 株式譲渡実行
5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
(1) 取得する株式の数 14,000株
(2) 取得価額 527,240千円
(3) 取得後の持分比率 100%
6. 支払資金の調達方法
金融機関からの借入
7. その他
特定子会社に該当いたします。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月28日

株式会社鉄人化ホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾形 隆紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化ホールディングスの2023年9月1日から2024年8月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2024年10月28日

株式会社鉄人化ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 長 洲 謙 一 ⑩

監査等委員 野 老 覚 ⑩

監査等委員 山 崎 良 太 ⑩

監査等委員 渡 邊 劍三郎 ⑩

(注) 監査等委員 長洲謙一氏、野老覚氏、山崎良太氏、渡邊劍三郎氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上